資料１

# 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の動き】
〇厚生労働省が策定した第5期障害福祉計画(平成29年3月）の基本指針に、新たな政策理念として「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」が位置付けられ、同年4月に「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業実施要綱」が制定された。
〇令和２年度末までに「障害保健福祉圏域及び市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場」の設置が成果目標として定められた。

## イメージ図

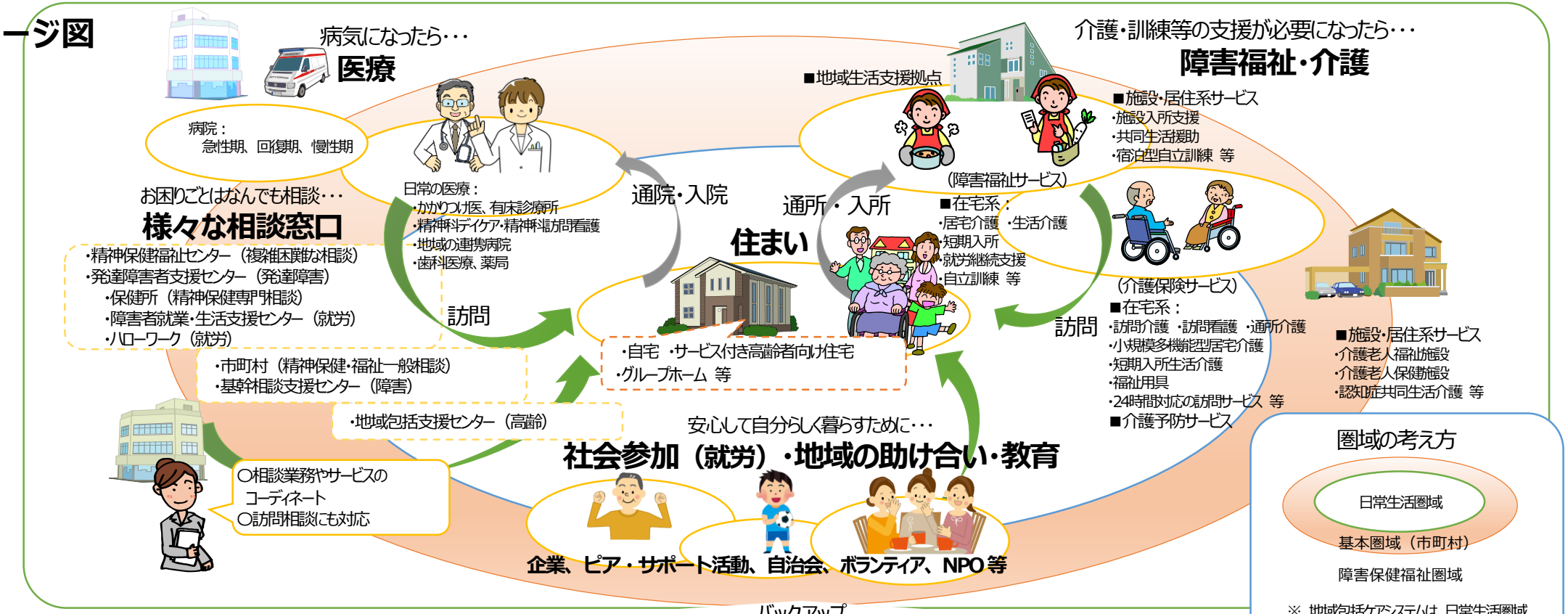


圏域の考え方




障害保健福祉圏域

※ 地域包括ケアシステムは、日常生活圏域単位での構築を想定
※ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、障害保健福祉圏域ごとに、精神科医療機関・その他の医療機関・地域援助事業者・市町村による連携支援体制を確保

バックアップ

市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場、市町村

バックアップ

**障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場、保健所**

バックアップ

都道府県ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場、都道府県本庁・精神保健福祉センター・発達障害者支援センター

# 大阪市における「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築

【本市精神障がい者地域移行における施策の動き】

**平成11年**
- **大阪府精神保健福祉審議会の答申**：3月19日の大阪府障害福祉圏域における精神障がい者の生活支援施策の方向とシステムづくりについての答申で「社会的入院は、精神障がい者に対する人権侵害として考慮されなければならない」と示され、大阪市としてもこの答申と認識を一にして取り組みを進めてきた

**平成14年度**
- 「**大阪市精神障がい者地域生活移行支援事業**」：精神障がいのある人が地域で生活するための受け皿の整備が遅れてきたことについて、社会全体の問題ととらえ、社会的入院を解消するための取り組みを開始（後に「精神障がい者地域移行・地域定着支援事業」に名称変更）

**平成22年度**
- 「**大阪市精神障がい者地域生活移行支援事業検討会議**」：「精神障がい者地域生活移行支援事業」の推進にあたり、関係機関等で構成する会議において大阪市の地域特性に伴う課題について検討することで、事業効果を高めることを目的に設置

**平成24年度**
- 「**障害者自立支援法（現障害者総合支援法）の改正**」：地域移行支援、地域定着支援が個別給付化されたことに伴い「精神障がい者地域移行・地域定着支援事業」は終了

**平成30年度**
- 「**地域生活移行推進事業**」：精神科病院に入院を余儀なくされている退院可能な長期入院者に対し、退院意欲を高め本人の意向で地域移行支援を受けることができるよう支援する取り組みを開始（併せて地域移行支援に係る支援者の交通費を支給）

**令和2年度**
- 「**精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る保健・医療・福祉関係者による協議の場**」の設置：医療や保健・予防等健康問題だけでなく、障がい福祉・介護の生活支援の観点や、住まい、社会参加、地域の助け合い、教育等が包括的に確保されたものを目指し構築していく必要があると考え、「大阪市障がい者施策推進協議会」のもとに精神障がい者地域生活支援部会を設置し、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしを営むことができるよう課題を検討し施策審議を進めることとした

【本市イメージ図】

バックアップ

**障害保健福祉圏域（大阪市）の保健・医療・福祉関係者による協議の場**

バックアップ

**都道府県ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場（大阪府）**

# 大阪市障がい者施策推進協議会　精神障がい者地域生活支援部会

～精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に必要な５つの要素とその内容の一例～

## １　医療

【地域で支える医療の強化】
　〇長期入院患者の地域移行・地域定着に係る取り組みの現状と課題
　〇早期退院に資する取り組み
【適時適切に必要な医療が受けられるような体制づくり】
　〇精神科救急医療体制について　　等

## ２　障がい福祉・介護

【地域生活のために必要な障がい福祉・介護サービスの確保と利用・連携促進】
　〇地域移行・地域定着を支援する事業所の育成
　〇精神障がい者支援の質を確保するための障がい福祉サービス事業所等の育成
　〇介護支援専門員等への効果的な情報提供・研修　　等

## ３　保健・予防（様々な相談）

【メンタルヘルス問題全般の早期発見と介入】
　〇精神保健福祉相談の現状と課題
　〇各種家族教室の課題と効果的な実施
　〇ひきこもり支援の現状と課題
　〇依存症対策の現状と課題　　等

# 大阪市障がい者施策推進協議会　精神障がい者地域生活支援部会

## ４　住まい

【地域で暮らす場（住まい）の確保】
　〇精神障がい者の住まい確保に係る現状と課題
　〇必要なグループホーム、高齢者向け住まい等の現状と課題　　等

## ５　社会参加（就労）、地域の助け合い･教育（普及･啓発）

【社会参加（就労）】
　〇効果的なピアサポーターの養成及び育成
　〇ピアサポーターの活躍の機会の確保
　〇就労支援の現状把握
【地域の助け合い･教育（普及･啓発）】
　〇当事者や家族等と連携した精神障がいの理解促進に向けた効果的な普及啓発の推進　　等

**精神障がい者地域生活支援部会では、地域の現状を把握し、課題を明らかにした上で今後の具体的な取り組みについて協議していきます**